

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成21年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第31号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節～第5節 略</p> <p><u>第6節 自動車取得税</u></p> <p><u>第6節の2 軽油引取税</u></p> <p>第7節～第10節 略</p> <p>第3章 略</p> <p><u>第1節及び第2節 削除</u></p> <p>第3節 略</p> <p>附則</p> <p>(税目)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 自動車取得税</u></p> <p><u>(8) 軽油引取税</u></p> <p><u>(9)～(11) 略</u></p> <p>2 県税として課する目的税は、<u>狩猟税</u>とする。</p> <p>第6節 <u>自動車取得税</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第5節 略</p> <p><u>第6節 削除</u></p> <p>第7節～第10節 略</p> <p>第3章 目的税</p> <p><u>第1節 自動車取得税</u></p> <p><u>第2節 軽油引取税</u></p> <p>第3節 略</p> <p>附則</p> <p>(税目)</p> <p>第3条 県税として課する普通税は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)～(9) 略</u></p> <p>2 県税として課する目的税は、<u>次に掲げるもの</u>とする。</p> <p><u>(1) 自動車取得税</u></p> <p><u>(2) 軽油引取税</u></p> <p><u>(3) 狩猟税</u></p> <p>第6節 削除</p>

(自動車の取得に関する報告)

第72条 自動車の取得をした者は、法第122条第1項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同条第2項に規定する報告書を知事に提出しなければならない。

第72条から第86条まで 削除

(自動車取得税の納付の方法)

第73条 自動車取得税の納税義務者が法第122条第1項又は第123条の規定によって自動車取得税額を納付する場合（法第131条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。）に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させるものとする。

2 自動車取得税の納税義務者が法第122条第1項又は第123条の規定によって自動車取得税額を納付する場合で知事において前項の規定による表示をさせることができない理由があると認めるときは、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予の申告)

第74条 法第125条第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該譲渡担保財産に係る自動車をその取得の日から6月以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転することを証明するに足る書類を添付して、法第122条第1項に規定する申告をする際に、併せて知事に提出して行わなければならない。

- (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (3) 自動車の登録番号
- (4) 自動車の主たる定置場
- (5) 譲渡担保財産に係る自動車の取得年月日
- (6) 譲渡担保財産の設定者への譲渡担保財産に係る自動車の移転予定年月日

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の還付の申請)

第75条 法第125条第6項に規定する自動車取得税に係る徴収金の還付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該譲渡担保財産に係る自動

車をその取得の日から6月以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (3) 自動車の登録番号
- (4) 自動車の主たる定置場
- (5) 自動車取得税の納付年月日
- (6) 譲渡担保財産に係る自動車の取得年月日
- (7) 譲渡担保財産の設定者への譲渡担保財産に係る自動車の移転年月日

(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除の申請)

第76条 法第126条第1項に規定する自動車取得税に係る徴収金の還付又は自動車取得税の納付義務の免除の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該自動車をその取得の日から1月以内に同項に規定する理由により当該自動車販売業者に返還したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の取得年月日
- (3) 自動車の返還年月日
- (4) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (5) 自動車の登録番号
- (6) 自動車の主たる定置場
- (7) 還付の申請にあつては、自動車取得税の納付年月日
- (8) 還付又は納付義務の免除を受けようとする理由

(自動車取得税の減免)

第77条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。

- (1) 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (2) 身体障害者（身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）が運転する自動車又は身体障害者等（身体障害者又は精神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）

と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事において必要があると認めるもの

(3) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車に係る自動車の取得で知事において必要があると認めるもの

(4) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車のうち、営業用のものに係る自動車の取得で知事において必要があると認めるもの

(5) 特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第11条第1項第3号の特定非営利活動に係る事業の用に専ら供する自動車を特定非営利活動法人設立日以後1年以内に無償で譲渡を受けた場合における当該自動車の取得

(6) 取得した自動車とその取得の日から1月以内に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該自動車の取得

(7) 天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車（前号の規定により自動車取得税の減免を受けた自動車を除く。以下「被災車」という。）に代わる自動車（以下「代替車」という。）を当該災害のやんだ日から6月以内に取得した場合における当該代替車の取得

2 前項第1号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、法第122条第1項に規定する申告をする際に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行わなければならない。

(1) 申請者の住所及び名称

(2) 自動車の取得年月日

(3) 自動車の種類、用途、車名及び型式

(4) 自動車の主たる定置場

(5) 減免を受けようとする理由

3 第1項第2号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、法第122条第1項に規定する申告をする際に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うとともに、規則で定める書類を、規則で定めるところにより、提示し、又は添付しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名

(2) 身体障害者等の住所、氏名及び年齢

(3) 自動車を運転する者の住所及び氏名

(4) 自動車の登録番号又は車両番号、主たる定置場、種別、車名、型式、用途及び使用目的

(5) 自動車の取得年月日

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

4 第1項第3号又は第4号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第1項第3号に該当する自動車の取得に係るものにあつては構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車であること、同項第4号に該当する自動車の取得に係るものにあつては専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車であることを証明するに足る書類を添付して、法第122条第1項に規定する申告をする際、併せてこれを知事に提出して行わなければならない。

(1) 減免を受ける者の住所及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号又は車両番号、主たる定置場、種別、車名、型式、用途及び使用目的

(3) 自動車の取得年月日

(4) 自動車の取得価額

(5) 自動車の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供するための構造変更又は専ら身体障害者が運転するための構造変更に必要な金額

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

5 第1項第3号に該当する自動車の取得のうち、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車に係る自動車取得税の減免の申請をする場合又は前項第5号に掲げる事項を申請者が記載できないことにつき、知事においてやむを得ない理由があると認める場合においては、同号に掲げる事項については、同項に規定する申請書に記載することを要しない。

6 第1項第5号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、法第122条第1項に規定する申告をする際に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の住所、名称及び代表者の氏名

(2) 特定非営利活動法人設立日

(3) 自動車の登録番号又は車両番号、主たる定置場、種別、車名、型式、用途及び使用目的

(4) 自動車の取得年月日

7 第1項第6号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、災害のやんだ日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その自動車はその取得の日から1月以内に当該災害により滅失し、又は損壊したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 自動車の取得年月日及び抹消登録年月日
- (4) 減免を受けようとする理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

8 第1項第7号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、災害のやんだ日から6月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その自動車が当該災害のやんだ日から6月以内に取得した代替車であることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 代替車の取得年月日
- (3) 被災車の登録番号又は車両番号、車名及び型式
- (4) 被災車の取得年月日及び抹消登録年月日
- (5) 減免を受けようとする理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

## 第6節の2 軽油引取税

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定等)

第78条 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 知事は、前項に規定する者のほか、軽油引取税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 第1項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第79条 前条第1項又は第2項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、県内で事務所又は事業所の営業を開始しようとする

場合には開始しようとする日の5日前までに、県内で事務所又は事業所の営業を開始した日以後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日から5日以内に、県内で引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合にはその納入の日の属する月の翌月の末日までに、法第144条の15第1項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合には、この限りでない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合に提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) 県内で事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 県内の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所の代表者の氏名

ウ 県内に軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 県内の事務所又は事業所の営業開始年月日

オ アからエまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(2) 県内で事務所又は事業所の営業を開始した日以後において特別徴収義務者として指定された場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 県内の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所の代表者の氏名

ウ 県内に軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 特別徴収義務者として指定された日

オ アからエまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(3) 県内で引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 軽油の納入地

ウ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

- 3 登録特別徴収義務者（法第144条の15第3項に規定する登録特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）は、登録をした事項に変更を生じた場合には、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。
- 4 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があったとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときは、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。
- 5 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。
  - (1) 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなったこと。
  - (2) 県内において1年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われていないこと。
- 6 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付）

- 第80条 知事は、前条第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、当該事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）で定める証票を交付する。
- 2 知事は、前条第3項の登録の変更の申請のうち事務所又は事業所の開設に係るものを受理した場合には、その申請をした者に対し、当該事務所又は事業所について前項に規定する証票を交付する。

（免税軽油の引取り）

- 第81条 免税軽油使用者は、法第144条の21第1項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者がその販売業者の事務所又は事業所以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。
- 2 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された

販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、その免税証に記名捺印しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例)

第82条 免税軽油使用者証を提示して免税証の交付を受けた者のうち次に掲げる者(次項において「特例適用者」という。)の当該免税証の交付申請があった日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法第144条の27第1項の報告書(次項において「報告書」という。)の提出の期限は、当該免税証の交付申請があった日から同月の末日までの間に新たに免税証の交付申請があった場合を除き、同月の翌月の末日とする。

(1) 当該免税証に記載された免税軽油の数量(一の申請によって2枚以上の免税証の交付を受けた場合にあっては、これらに記載された免税軽油の数量の合計)を当該免税証の有効期間の月数で除した数量が1,000リットル未満である者

(2) 国又は地方公共団体

2 特例適用者が当該免税証の交付申請があった日(以下この項において「前回申請日」という。)の属する月の翌月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの間に新たに免税証の交付申請をした場合における前回申請日の属する月の初日から同月の翌月の初日以後最初に免税証の交付申請があった日の属する月の前月の末日までの期間に係る報告書の提出の期限は、当該交付申請があった日の属する月の末日とする。

3 第1項第1号の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(軽油引取税の徴収猶予の申請)

第83条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の29第1項の規定により、徴収猶予を申請する場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を受けるべき理由があることを証するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名又は名称

(2) 徴収猶予を受けようとする月分の軽油引取税額

(3) 法第144条の14第2項の納期限までに受け取ることができなかった軽油引取税に係る代金の額及び軽油引取税額並びに徴収猶予を受けようとする税額及びその期間

- (4) 提供する担保
- (5) 徴収猶予を必要とする理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(軽油を返還した場合における措置)

第84条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうちその返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した還付申請書にその返還があったこと及びその数量を証するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) その販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- (3) 販売契約の解除の理由及び解除のあった年月日
- (4) 返還に係る軽油の数量及び返還のあった年月日
- (5) 還付を受けようとする税額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(法第144条の31第4項又は第5項の知事の承認)

第85条 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定による知事の承認を受けようとする場合においては、次の各号に掲げる事項について知事に証明しなければならない。

- (1) 免税軽油使用者が法第144条の21の規定により免税証の交付を申請した場合におけるその申請に係る軽油の数量
- (2) 前号に掲げる軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量
- (3) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた事実
- (4) 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
- (5) 第3号に掲げる軽油の引渡しを行った軽油の販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名又は名称
- (6) 第3号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかった事実
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 知事は、法第144条の31第4項又は第5項の規定による承認をした場合は、規則で定める様式による承認書を前項の免税軽油使用者に交付する。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後においてその引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第86条 免税取扱特別徴収義務者（法第144条の21第8項に規定する免税取扱特別徴収義務者をいう。）は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうちその使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供した数量
- (3) 納入の免除又は還付を受けようとする税額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 前項の申請書には、前条第2項に規定する承認書を添付しなければならない。

(法第144条の22第4項又は法第144条の25第5項の規定による軽油引取税の普通徴収をする場合の納期)

第86条の2 法第144条の22第4項又は法第144条の25第5項の規定によって普通徴収する場合における軽油引取税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第86条の3 法第144条の30第1項に規定する徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けるべき理由があることを証するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 引取りのあった年月日、引取りに係る軽油の数量及び軽油引取税額
- (3) 還付又は納入義務の免除を受けようとする税額
- (4) 還付又は納入義務の免除を必要とする理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 法第144条の30第1項の規定により、軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、その還付すべき額をこれに充当する。

## 第7節 自動車税

(身体障害者等に対する自動車税の減免)

第91条の3 知事は、身体障害者等が所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該身体障害者が運転するもの又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するもののうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免することができる。

2 略

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 身体障害者等の住所、氏名及び年齢
- (3) 自動車を運転する者の住所及び氏名
- (4) 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

3 略

- (1) 前年度中に第77条第1項第2号の規定により当該身体障害者が自動車取得税の減免を受けた自動車の取得に係る自動車
- (2) 第1項の規定により当該身体障害者が前年度分の自動車税の減免を受けた自動車

4 略

第1節及び第2節 削除

## 第7節 自動車税

(身体障害者等に対する自動車税の減免)

第91条の3 知事は、身体に障害を有し、歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該身体障害者が運転するもの又は当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するもののうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前5日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、規則で定める書類を、規則で定めるところにより、提示し、又は添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 自動車を運転する者の氏名及び住所
- (4) 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 身体障害者が所有する次の各号のいずれかに該当する自動車を当該身体障害者が運転する場合における前項の規定の適用については、当該身体障害者から同項の規定による申請書の提出及び書類の提示があつたものとみなす。

- (1) 第1項の規定により当該身体障害者が前年度分の自動車税の減免を受けた自動車
- (2) 前年度中に第103条の7第1項第2号の規定により当該身体障害者が自動車取得税の減免を受けた自動車の取得に係る自動車

4 略

第1節 自動車取得税

第103条から第115条まで 削除

第103条 削除

(自動車の取得に関する報告)

第103条の2 自動車の取得をした者は、法第699条の11第1項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同条第2項に規定する報告書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

第103条の3 自動車取得税の納税義務者が法第699条の11第1項又は第699条の12の規定によって自動車取得税額を納付する場合（法第699条の20の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。）に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させるものとする。

2 自動車取得税の納税義務者が法第699条の11第1項又は第699条の12の規定によって自動車取得税額を納付する場合で知事において前項の規定による表示をさせることができない理由があると認めるときは、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予の申告)

第103条の4 法第699条の14第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該譲渡担保財産に係る自動車をその取得の日から6月以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転することを証明するに足る書類を添付して、法第699条の11第1項に規定する申告をする際に、併せて知事に提出して行わなければならない。

- (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (3) 自動車の登録番号
- (4) 自動車の主たる定置場
- (5) 譲渡担保財産に係る自動車の取得年月日
- (6) 譲渡担保財産の設定者への譲渡担保財産に係る自動車の移転予定年月日

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の還付の申請)

第103条の5 法第699条の14第6項に規定する自動車取得税に係る徴収金の還付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該譲渡担保財産に係る自動車をその取得の日から6月以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (3) 自動車の登録番号
- (4) 自動車の主たる定置場
- (5) 自動車取得税の納付年月日
- (6) 譲渡担保財産に係る自動車の取得年月日
- (7) 譲渡担保財産の設定者への譲渡担保財産に係る自動車の移転年月日

(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除の申請)

第103条の6 法第699条の15第1項に規定する自動車取得税に係る徴収金の還付又は自動車取得税の納付義務の免除の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該自動車をその取得の日から1月以内に同項に規定する理由により当該自動車販売業者に返還したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の取得年月日
- (3) 自動車の返還年月日
- (4) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (5) 自動車の登録番号
- (6) 自動車の主たる定置場
- (7) 還付の申請にあっては、自動車取得税の納付年月日
- (8) 還付又は納付義務の免除を受けようとする理由

(自動車取得税の減免)

第103条の7 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。

- (1) 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車に係る

自動車の取得

(2) 身体障害者が運転する自動車又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要と認めるもの

(3) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車に係る自動車の取得で知事が必要と認めるもの

(4) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車のうち、営業用のものに係る自動車の取得で知事が必要と認めるもの

(5) 特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第11条第1項第3号の特定非営利活動に係る事業の用に専ら供する自動車を特定非営利活動法人設立日以後1年以内に無償で譲渡を受けた場合における当該自動車の取得

(6) 取得した自動車はその取得の日から1月以内に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該自動車の取得

(7) 天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車（前号の規定により自動車取得税の減免を受けた自動車を除く。以下「被災車」という。）に代わる自動車（以下「代替車」という。）を当該災害のやんだ日から6月以内に取得した場合における当該代替車の取得

2 前項第1号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、法第699条の11第1項に規定する申告をする際に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行わなければならない。

(1) 申請者の住所及び名称

(2) 自動車の取得年月日

(3) 自動車の種類、用途、車名及び型式

(4) 自動車の主たる定置場

(5) 減免を受けようとする理由

3 第1項第2号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、法第699条の11第1項に規定する申告をする際に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うとともに、規則で定める書類を、規則で定めるところにより、提示し、又は添付しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢

(3) 自動車を運転する者の氏名及び住所

(4) 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、車名、型式、車両番号、用途及び使用目的

(5) 自動車の取得年月日

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

4 第1項第3号又は第4号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第1項第3号に該当する自動車の取得に係るものにあつては構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車であること、同項第4号に該当する自動車の取得に係るものにあつては専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車であることを証明するに足る書類を添付して、法第699条の11第1項に規定する申告をする際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1) 減免を受ける者の住所及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号又は車両番号、主たる定置場、種別、車名、型式、用途及び使用目的

(3) 自動車取得年月日

(4) 自動車の取得価額

(5) 自動車の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供するための構造変更又は専ら身体障害者が運転するための構造変更に要した金額

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

5 第1項第3号に該当する自動車の取得のうち、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車に係る自動車取得税の減免の申請をする場合又は前項第5号に掲げる事項を申請者が記載できないことにつき、知事においてやむを得ない理由があると認める場合においては、同号に掲げる事項については、同項に規定する申請書に記載することを要しない。

6 第1項第5号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、法第699条の11第1項に規定する申告をする際に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の住所、名称及び代表者の氏名

(2) 特定非営利活動法人設立日

(3) 自動車の登録番号又は車両番号、主たる定置場、種別、車名、型式、用途及び使用目的

(4) 自動車の取得年月日

7 第1項第6号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、災害のやんだ日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その自動車はその取得の日から1月以内に当該災害により滅失し、又は損壊したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号又は車両番号

(3) 自動車の取得年月日及び抹消登録年月日

(4) 減免を受けようとする理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

8 第1項第7号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、災害のやんだ日から6月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その自動車が当該災害のやんだ日から6月以内に取得した代替車であることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名又は名称

(2) 代替車の取得年月日

(3) 被災車の登録番号又は車両番号、車名及び型式

(4) 被災車の取得年月日及び抹消登録年月日

(5) 減免を受けようとする理由

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

## 第2節 軽油引取税

### (軽油引取税の特別徴収義務者の指定等)

第104条 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 知事は、前項に規定する者のほか、軽油引取税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 第1項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

### (軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第104条の2 前条第1項又は第2項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、県内で事務所又は事業所の営業を開始しよう

とする場合には開始しようとする日の5日前までに、県内で事務所又は事業所の営業を開始した日以後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日から5日以内に、県内で引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合にはその納入の日の属する月の翌月の末日までに、法第700条の11の2第1項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合には、この限りでない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合に提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) 県内で事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 県内の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所の代表者の氏名

ウ 県内に軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 県内の事務所又は事業所の営業開始年月日

オ アからエまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(2) 県内で事務所又は事業所の営業を開始した日以後において特別徴収義務者として指定された場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 県内の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所の代表者の氏名

ウ 県内に軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 特別徴収義務者として指定された日

オ アからエまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(3) 県内で引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 軽油の納入地

ウ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

### る事項

- 3 登録特別徴収義務者（法第700条の11の2第3項に規定する登録特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）は、登録をした事項に変更を生じた場合には、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。
- 4 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があったとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときは、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。
- 5 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。
- (1) 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなったこと。
- (2) 県内において1年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われていないこと。
- 6 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知しなければならない。

### （軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付）

- 第105条 知事は、前条第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、当該事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）で定める証票を交付する。
- 2 知事は、前条第3項の登録の変更の申請のうち事務所又は事業所の開設に係るものを受理した場合には、その申請をした者に対し、当該事務所又は事業所について前項に規定する証票を交付する。

### 第106条 削除

### （免税軽油の引取）

- 第107条 免税軽油の使用人は、法第700条の15第1項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取を行うものとする。ただし、船舶の使用人等がその販売業者の事務所又は事業所以外の地において軽油の引取を行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取を行うことができる。

2 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取を行うときは、その免税証に記名捺印しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例)

第107条の2 免税軽油使用者証を提示して免税証の交付を受けた者のうち次に掲げる者（次項において「特例適用者」という。）の当該免税証の交付申請があった日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法第700条の20の2第1項の報告書（次項において「報告書」という。）の提出の期限は、当該免税証の交付申請があった日から同月の末日までの間に新たに免税証の交付申請があった場合を除き、同月の翌月の末日とする。

(1) 当該免税証に記載された免税軽油の数量（一の申請によって2枚以上の免税証の交付を受けた場合にあつては、これらに記載された免税軽油の数量の合計）を当該免税証の有効期間の月数で除した数量が1,000リットル未満である者

(2) 国又は地方公共団体

2 特例適用者が当該免税証の交付申請があった日（以下この項において「前回申請日」という。）の属する月の翌月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの間に新たに免税証の交付申請をした場合における前回申請日の属する月の初日から同月の翌月の初日以後最初に免税証の交付申請があった日の属する月の前月の末日までの期間に係る報告書の提出の期限は、当該交付申請があった日の属する月の末日とする。

3 第1項第1号の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(軽油引取税の徴収猶予の申請)

第108条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第700条の21第1項の規定により、徴収猶予を申請する場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を受けるべき理由があることを証するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名又は名称

(2) 徴収猶予を受けようとする月分の軽油引取税額

(3) 法第700条の11第2項の納期限までに受け取ることができなかった軽油引取税に係る代金の額及び軽油引取税額並びに徴収猶予を受けよう

とする税額及びその期間

- (4) 提供する担保
- (5) 徴収猶予を必要とする理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(軽油を返還した場合における措置)

第109条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第700条の22第1項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうちその返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した還付申請書にその返還があったこと及びその数量を証するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) その販売契約による軽油の引取が行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- (3) 販売契約の解除の理由及び解除のあった年月日
- (4) 返還に係る軽油の数量及び返還のあった年月日
- (5) 還付を受けようとする税額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(法第700条の22第4項又は第5項の知事の承認)

第110条 免税軽油の使用者は、法第700条の22第4項又は第5項の規定による知事の承認を受けようとする場合においては、次の各号に掲げる事項について知事に証明しなければならない。

- (1) 免税軽油の使用者が法第700条の15の規定により免税証の交付を申請した場合におけるその申請に係る軽油の数量
- (2) 前号に掲げる軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量
- (3) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた事実
- (4) 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
- (5) 第3号に掲げる軽油の引渡を行った軽油の販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称
- (6) 第3号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかった事実
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 知事は、法第700条の22第4項又は第5項の規定による承認をした場合

は、規則で定める様式による承認書を前項の免税軽油使用者に交付する。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後においてその引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第111条 免税取扱特別徴収義務者（法第700条の15第8項に規定する免税取扱特別徴収義務者をいう。）は、法第700条の22第4項又は第5項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうちその使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供した数量
- (3) 納入の免除又は還付を受けようとする税額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 前項の申請書には、前条第2項に規定する承認書を添付しなければならない。

#### 第112条及び第113条 削除

(法第700条の16第4項又は法第700条の19第5項の規定による軽油引取税の普通徴収をする場合の納期)

第114条 法第700条の16第4項又は法第700条の19第5項の規定によって普通徴収する場合における軽油引取税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第115条 法第700条の21の2第1項に規定する徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由があることを証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 引取りのあった年月日、引取りに係る軽油の数量及び軽油引取税額
- (3) 還付又は納入義務の免除を受けようとする税額
- (4) 還付又は納入義務の免除を必要とする理由

### 第3節 狩猟税

#### 附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

28 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

29 略

(税率の引上げに伴い提出する軽油引取税の申告書に記載する事項)

30 地方税法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第7号)附則第13条第4項、地方税法等の一部を改正する法律(昭和54年法律第12号)附則第15条第4項又は地方税法等の一部を改正する法律(平成5年法律第4号)附則第14条第5項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 前号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(軽油引取税に関する規定の準用)

31 第81条、第82条、第85条及び第86条の規定は、法附則第12条の2の4第1項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第81条第1項	法第144条の21第1項	法第144条の21第1項(法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用す
---------	--------------	---

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項  
2 法第700条の21の2第1項の規定により、軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、その還付すべき額をこれに充当する。

### 第3節 狩猟税

#### 附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

28 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

29 略

		る場合を含む。)
第82条第1項	法第144条の27第1項	法第144条の27第1項(法附則第12条の2の4第2項において準用する場合を含む。)
第85条第1項及び第2項並びに第86条第1項	法第144条の31第4項又は第5項	法第144条の31第4項又は第5項(法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。)
第85条第1項第1号	法第144条の21	法第144条の21(法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。)
第86条第1項	法第144条の21第8項	法第144条の21第8項(法附則第12条の2の4第2項において準用する場合を含む。)

(自動車税の税率の特例)

32 略

33・34 略

35 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第9項に定めるもの(附則第33項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

(自動車税の税率の特例)

30 略

31・32 略

33 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第9項に定めるもの(附則第31項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

36 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第10項に定めるもの（附則第34項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等の特例）

37 略

38～40 略

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

2 改正後の香川県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

3 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第144条の2第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは新法第144条の3第1項各号（第3号又は第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新法第144条の2第6項の規定に該当するに至った場合において課すべ

34 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第10項に定めるもの（附則第32項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（税率の引上げに伴い提出する軽油引取税の申告書に記載する事項）

35 地方税法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第7号）附則第13条第4項、地方税法等の一部を改正する法律（昭和54年法律第12号）附則第15条第4項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成5年法律第4号）附則第14条第5項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

（1）納税義務者の住所及び氏名又は名称

（2）前号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

（旧民法第34条の法人から移行した法人等の特例）

36 略

37～39 略

き軽油引取税について適用する。

- 4 施行日前に地方税法等の一部を改正する法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第700条の3第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは旧法第700条の4第1項各号（第3号又は第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧法第700条の3第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の香川県税条例（以下「旧条例」という。）第104条第1項又は第2項の規定により特別徴収義務者の指定を受けている者に係る同条第1項又は第2項の規定による当該特別徴収義務者の指定は、新条例第78条第1項又は第2項の規定による特別徴収義務者の指定とみなす。
- 6 この条例の施行の際現にされている旧条例第104条の2第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第79条第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。
- 7 この条例の施行の際現にされている旧条例第104条の2第3項の規定による特別徴収義務者の登録の変更の申請は、新条例第79条第3項の規定による特別徴収義務者の登録の変更の申請とみなす。
- 8 この条例の施行の際現にされている旧条例第104条の2第4項の規定による特別徴収義務者の登録の消除の申請は、新条例第79条第4項の規定による特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第105条の規定により交付を受けている証票は、新条例第80条の規定により交付を受けた証票とみなす。  
（特別会計の設置に関する条例の一部改正）
- 10 特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（証紙特別会計）</p> <p>第7条 地方自治法第231条の2第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の69第1項の証紙の売りさばき代金並びに香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）<u>第73条第1項及び第89条の2</u>の証紙代金収納計器の始動票札の交付代金を歳入とし、一般会計への繰出金を歳出として、一般会計と区分して経理することにより、証紙及び証紙代金収納計器による収入事務の経理を明確にするため、証紙特別会計を設置する。</p>	<p style="text-align: center;">（証紙特別会計）</p> <p>第7条 地方自治法第231条の2第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の69第1項の証紙の売りさばき代金並びに香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）<u>第89条の2及び第103条の3第1項</u>の証紙代金収納計器の始動票札の交付代金を歳入とし、一般会計への繰出金を歳出として、一般会計と区分して経理することにより、証紙及び証紙代金収納計器による収入事務の経理を明確にするため、証紙特別会計を設置する。</p>

（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

- 11 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（適用除外）</p> <p>第7条 略</p>	<p style="text-align: center;">（適用除外）</p> <p>第7条 別表の左欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。</p>

別表（第7条関係）

1 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）	第77条第3項及び第91条の3第2項	第3条
略		

別表（第7条関係）

1 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）	第91条の3第2項及び第103条の7第3項	第3条
略		

（香川県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 12 香川県税条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第10号）の一部を次のように改正する。  
香川県税条例の改正規定を次のように改める。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）</p> <p>28 略</p> <p>（認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続）</p> <p>29 <u>法附則第11条第33項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「申告書を」とあるのは「申告書に、当該住宅が法附則第11条第33項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。</u></p> <p>（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例）</p> <p>30 略</p> <p>31～35 略</p> <p>36 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2</p>	<p>附 則</p> <p>（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）</p> <p>28 略</p> <p>（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例）</p> <p>29 略</p> <p>30～34 略</p> <p>35 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2</p>

第9項に定めるもの（附則第34項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

37 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第10項に定めるもの（附則第35項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

38～41 略

第9項に定めるもの（附則第33項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

36 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第10項に定めるもの（附則第34項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

37～40 略